

平成 20 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 富 士 通 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 黒 川 博 昭
(コード番号 6702 東証第1部)
問 合 せ 先 広 報 IR 室 長 山 田 悦 朗
電 話 番 号 03-6252-2175

定款一部変更について

当社は、本日開催の取締役会において、本年 6 月下旬に開催予定の当社第 108 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を下記のとおり付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」といいます。）に基づき、上場株式は一斉に振替株式に変更される予定であること（いわゆる「株券電子化」。平成 21 年 1 月実施予定。）から、これに対応するため、定款第 13 条に規定される「届出印」の規定の削除およびその他所要の変更を行うことにつきご承認をお願いするものであります。

なお、定款第 8 条第 1 項の「株券」の規定につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、同法の施行日に株券を廃止する旨の株主総会の決議をしたものとみなされるため、本株主総会においては、当該「株券」の規定を変更いたしません。

2. 定款変更の内容

別紙の定款変更案新旧対照表をご覧ください。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 20 年 6 月下旬
定款変更の効力発生日	決済合理化法施行日（原則※）

※詳細は別紙記載の定款変更案新旧対照表をご覧ください。

以 上

定款変更案新旧対照表

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第7条 (略)	第1条～第7条 (変更なし)
第8条(株券)当社は、株式に係る株券を発行する。 <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>	第8条(株券)当社は、株式に係る株券を発行する。 <u>(第2項削除)</u>
第9条 (略)	第9条 (変更なし)
第10条(単元未満株式の売渡請求)当社の単元未満株式を有する株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は株式取扱規則の定めるところに従い、その有する当社の単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の当社の株式を売渡すよう当社に請求することができる。	第10条(単元未満株式の売渡請求)当社の単元未満株式を有する株主は株式取扱規則の定めるところに従い、その有する当社の単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の当社の株式を売渡すよう当社に請求することができる。
第11条 (略)	第11条 (変更なし)
第12条(株主名簿管理人)当社は株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿 <u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u> 、 <u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u> の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、 <u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u> に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。	第12条(株主名簿管理人)当社は株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿 <u>および新株予約権原簿</u> の作成ならびに備え置きその他の株主名簿 <u>および新株予約権原簿</u> に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 13 条（株主の権利行使の方法）株主が権利行使をする場合には、書面によるものとし、<u>株式取扱規則に定めるところに従い、届出印を押印しなければならない。</u>ただし、株主総会に関する議決権行使はこの限りではない。</p> <p><u>株主の提出による株主総会議案に関する事項については、株式取扱規則に定めるところによる。</u></p>	<p>第 13 条（株主の権利行使の方法）株主が権利行使をする場合には、書面によるものとし、<u>その他株式取扱規則に定めるところによる。</u>ただし、株主総会に関する議決権行使はこの限りではない。</p> <p><u>（第 2 項削除）</u></p>
<p>第 14 条～第 43 条 （略）</p>	<p>第 14 条～第 43 条 （変更なし）</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>（附則）</u></p> <p><u>当会社の株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p><u>前項および本項は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」とする。）の施行日の翌日から起算して 1 年を経過した日にこれを削除する。</u></p> <p><u>第 8 条第 2 項および第 13 条第 2 項の削除ならびに第 10 条、第 12 条第 3 項および第 13 条第 1 項の規定の変更は、決済合理化法の施行日にその効力を生ずる。</u></p> <p><u>前項および本項は、決済合理化法の施行後、これを削除する。</u></p>

以 上